

○一般財団法人茨城県教職員互助会運営規則

(平成24年10月12日制定)

改正 平成26年 2月24日 平成28年 2月24日
平成29年 2月23日 平成30年 2月27日
平成31年 2月25日 令和 2年 2月25日
令和 3年 2月26日 令和 4年 2月28日

財団法人茨城県教職員互助会運営規則（平成5年2月19日制定）の全部を改正する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般財団法人茨城県教職員互助会定款（以下「定款」という。）第35条第2項及び第50条の規定に基づき、一般財団法人茨城県教職員互助会（以下「本会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 事業

(事業)

第2条 定款第4条の規定による事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育文化の振興に関する事業
 - ア 公益・文化厚生事業、学術調査、講習会等の開催
 - イ 他の教育団体、文化団体等との連絡提携
 - ウ その他必要な事業
- (2) 教職員等の相互共済及び福利厚生に関する事業
 - ア 一般事業
 - イ 退職医療事業
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第3条 定款第34条第1号及び第2号に規定する会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 茨城県教育委員会の所管に属する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員で、公立学校共済組合茨城支部に所属する組合員
- (2) 前号のほか、理事長が評議員会の議決を経て必要と認めた団体に所属する者
(資格の得喪)

第4条 会員は、前条第1号に規定する者にあつては公立学校共済組合員となった日から、同条第2号に規定する者にあつては加入申込書兼変更報告書（様式第1号）を提出した日から資格を取得する。また、入会后、基本事項に変更があったときは、遅滞なく加入申込書兼変更報告書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前条第2号に規定する会員にあつては、本会加入時において全国健康保険協会管掌健康保険の規定により認定された被扶養者がいる場合は、被扶養者申告書（様式第2号）を提出しなければならない

い。また、被扶養者に変更があったとき又は新たに被扶養者として認定されたときは、遅滞なく被扶養者申告書（様式第2号）を提出しなければならない。

- 3 会員（前条第2号に規定する者を除く。）の資格の得喪に関する届出は、公立学校共済組合員の資格の得喪に関する届出があった日になされたものとみなす。ただし、前条第2号に規定する者が身分を失ったときは、その資格を喪失する。
- 4 本会を任意に退会しようとする会員及び生活資金の貸付を受け自己破産又は民事再生等になった会員は、理事長に退会届（様式第3号）を提出しなければならない。この場合において、当該会員は、当該届を提出したときに、その資格を喪失するものとする。
- 5 資格を喪失した者は、再び本会に加入することができない。ただし、出向等の身分の異動によって資格を喪失した場合及び理事長が特に認めた場合は、この限りでない。

（会員の権利）

第5条 会員は、次に掲げる権利を有する。この権利は、会員としての資格を取得し、掛金を納入した月から発生する。

（1）給付及び貸付を受ける権利

ただし、貸付については、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び任期付職員を除く。

（2）本会の施設を利用する権利

（会員の義務）

第6条 会員は次の義務を負う。

（1）諸規程及び機関の決定に服すること。

（2）掛金を納入し、貸付金を弁済すること。

（権利譲渡の禁止）

第7条 会員の権利は、他に譲渡し、又は本会以外の担保に供してはならない。

（特別会員）

第8条 定款第34条第1項第3号及び第4号に規定する会員を特別会員とする。

2 特別会員は、第3条に規定する会員が退職により会員の資格を喪失した場合において、第2条第2号イに規定する事業に加入の申込みを行い、その承認を受けた者とする。

第4章 掛金

（掛金等）

第9条 会員は、会員掛金として給料月額1,000分の10の額（一般事業1,000分の5の額、退職医療事業1,000分の5の額）及び公立学校共済組合又は全国健康保険協会管掌健康保険の規定により認定された被扶養者（月の初日における被扶養者）1人につき100円の割で算出した額を納入した日の属する月から退会する日の属する月まで、毎月、給料を受領したときに、本会に納入しなければならない。ただし、退会する日が月の初日に当たる場合にあつては、当該日の属する月の掛金は徴収しないものとする。

2 所属長は、会員の委任により徴収した前項の掛金をとりまとめ、その内訳を掛金納入報告書（様式第4号）により報告するとともに、毎月末日までに理事長に払い込むものとする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号。以下「条例」という。）の適用を受ける会員については、給与から控除して納入できるものとする。

3 第1項の掛金算定の基礎となるべき給料月額は、毎月1日現在の給料月額（給料の調整額を除く。以下同じ。）とする。ただし、月の中途において新たに会員となった者については、その資格を取得した日現在の給料月額とする。

4 停職、減給、休職等の理由により会員の給料の全部又は一部が減額された場合における掛金算定

の基礎となるべき給料月額は、減額されなかったものとして取り扱うものとする。

- 5 会員の休職等の事由により給料の全額を支給されなくなった場合は、第1項の規定にかかわらず当該期間の掛金の納入を免除する。
- 6 掛金に円未満の端数が生じた場合は、それを切り捨てるものとする。

第5章 給付及び貸付

(給付及び貸付等)

第10条 第2条の規定による給付及び貸付等は、別に規程で定める。

(給付及び貸付の方法及び制限)

第11条 給付及び貸付は、別に定めるもののほか、会員の請求又は申込みによって行う。ただし、次の各号の一に該当する場合は、それらの全部若しくは一部を行わず、又は既に給付若しくは貸付を行ったものについては、その返還を命ずることができる。

- (1) 給付又は貸付の原因に会員の故意又は虚偽の事実があったとき。
- (2) 掛金納入の義務を履行しないとき。
- (3) 請求又は受領に関して不正の事実があったとき。
- (4) 自己破産又は民事再生等になったとき。

(請求権の消滅)

第12条 給付を請求できる権利は、その原因である事実が発生した日から原則として2年以内に行使しないときは、消滅する。

(請求者の順序)

第13条 給付の請求又は貸付金の弁済は、会員又は会員であった者が行わなければならない。ただし、会員又は会員であった者が死亡した場合においては、その遺族とする。

2 前項ただし書の規定により給付の請求をする場合の遺族の順位は、次に掲げるとおりとする。ただし、会員であった者が死亡前に特別の意思を表示したときは、この限りでない。

- (1) 会員又は会員であった者の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 会員又は会員であった者の子（年長順）、父母、孫（年長順）及び祖父母で、会員又は会員であった者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前各号に掲げる者を除くほか、会員又は会員であった者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
- (4) 会員又は会員であった者の子、父母、孫及び祖父母で、第2号に該当しない者
- (5) 会員又は会員であった者の兄弟姉妹である者

3 前項の場合において、父母にあつては養父母、実父母の順とし、祖父母にあつては養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

第6章 会計

(予算)

第14条 本会の収支予算は、実施事業会計、その他会計（一般事業会計、退職医療事業会計）及び法人会計の各会計に区分して、すべて予算に計上しなければならない。

(経費)

第15条 本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 会員の掛金
- (2) 県の補助金

- (3) 借入金
- (4) 寄付金
- (5) 事業収益金
- (6) その他の収入金
- (予算の流用)

第16条 理事長は、予算に定められた同一中科目内における小科目間の金額を流用することができる。
(監査)

第17条 監事は、毎年度少なくとも1回本会の業務及び会計を監査しなければならない。
2 監事は、監査の結果を理事会に報告しなければならない。
(責任準備金)

第18条 本会は、毎事業年度の末日現在において、退職医療事業会計の退会一時金の給付に要する支給額並びにその他の給付に要する支給額の財源として年齢別負担金に見合う額を責任準備金として積み立てなければならない。
2 責任準備金の管理、運営及び処分に関しては、評議員会の議決を経なければならない。
(財産管理)

第19条 本会の財産管理及び会計経理に関する事項については、別に規程で定める。

第7章 事務局等

(事務局長)

第20条 事務局に事務局長をおく。

2 事務局長は、上司の命を受け、事務局の事務を掌理し所属職員を指揮監督する。
(事務局次長)

第21条 事務局に必要なに応じ事務局次長をおく。

2 事務局次長は、上司の命を受け、事務局の事務を整理し、事務局長を補佐する。
(課の設置及び分掌事務)

第22条 事務局に次の課をおく。

総務課

業務課

2 課の分掌事務は、別表のとおりとする
(課長等)

第23条 事務局に必要なに応じ、次の表の左欄に掲げる職をおき、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
副 参 事	特定の事項についての企画、調査及び立案に参画し、並びに特に命じられた困難な事務に当たる。
主 査	特に命じられた困難な事務を処理する。
副 主 査	特に命じられた事務を処理する。
課 長	課の分掌事務を総括する。
課 長 代 理	課の事務を整理し、課長を補佐する。
係 長	分担事務を処理する。
主 任	相当な知識または経験を必要とする一般事務を処理する。

主 事	一般事務を処理する。
-----	------------

(顧問)

第24条 事務局に必要な応じ顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、非常勤とし、理事長が任命する。
- 3 顧問は、理事会の議決を経なければならない重要事項について助言する。
- 4 顧問の報酬及び費用弁償については、別の規程で定める。

(補則)

第25条 この規則に定めるほか、必要な事項は、別の規程で定める。

付 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人茨城県教職員互助会運営規則（平成5年2月19日制定。以下、「旧規程」という）は、廃止する。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表

総務課

- 1 本会の予算・決算及び監査に関すること。
- 2 本会の各会計の出納事務に関すること。
- 3 資産の管理・運用及び資金計画に関すること。
- 4 役職員の身分及び服務並びに福利厚生に関すること。
- 5 役員報酬及び職員の給与並びに旅費に関すること。
- 6 公印の管守に関すること。
- 7 理事会及び評議員会に関すること。
- 8 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- 9 諸規程等の制定・改廃に関すること。
- 10 会員の加入申込み及び会員の資格並びに退職会員の加入・移行申し込み及び資格の審査に関する
こと。
- 11 掛金並びに退職会員の負担金の徴収及び会員証の交付に関すること。
- 12 物品等の出納及び保管に関すること。
- 13 その他、他の課に属さない事項

業務課

- 1 運営規則第2条第2号に規定する教職員等の相互共済及び福利厚生事業に関すること。
- 2 一般事業及び退職医療事業の広報事業に関すること。
- 3 他団体との連絡調整に関すること。